

## 地域防災計画【原子力災害対策編】中間案の策定について

### 1 中間案について

平成25年3月に地域防災計画【原子力災害対策編】暫定計画を策定したが、その後示された国の指針や県の計画との整合や、関係機関等との協議を踏まえて、加筆、修正等を行い、中間案をとりまとめた。

中間案について、防災会議で承認を得た後、中間案に関するパブリックコメント等を実施し、年度内に計画をまとめる。



図 原子力災害対策の施策体系（9つの施策パッケージ）

## 2 暫定計画からの主な変更点

中間案において加筆，追加した事項は次の通りである。

### (1) 第1章「総則」

防災関係機関等と協議，調整を行い，原子力災害が発生した場合の防災関係機関の役割と業務大綱や，市の活動体制を新たに定めた。

項目	節	内 容	節先頭 頁
各主体の役割と業務大綱	6	・防災関係機関の役割と業務大綱【P16】	16
市の活動体制	8	・原子力施設の緊急事態区分に応じた対応体制とその組織【P22】，及び職員の配備・動員計画【P31】，事務分掌【P35】	22

### (2) 第2章「9つの施策パッケージ」

暫定計画では対応の方向性の記載に留まっていたが，緊急事態区分（警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態）や事態の進展に応じた対策を定めた。

項目	節	内 容	節先頭 頁
情報収集と連絡体制	1	・情報の入手方法の多重化【P38,表2.1-1】 ・事態の進展に応じた情報収集体制【P40】	37
市からの情報発信	2	・市民等や関係機関への情報伝達の流れ【P44】 ・総合市民相談窓口の対応内容と必要な要員【P46, 表2.2-3】 ・対象に応じた風評被害対策の実施【P46】	43
環境モニタリング	3	・平常時や事態の進展に応じた緊急時モニタリングの目的や体制，項目，流れ【P51,図2.3-1】	47
退避・避難・避難受入れ	4	・基本となる屋内退避や可能性のある一時移転の計画【P52】 ・災害時要援護者等の一時移転の支援体制の整備【P53】 ・避難受入れ施設の選定【P53】	52
被ばく対策	5	・安定ヨウ素剤について，配備・運用計画の作成【P58】，事態の進展に応じた運用【P60】 ・スクリーニング，被ばく医療体制について，運用マニュアルの整備【P58】や，実施の流れ【P61】 ・国や県で行う健康調査等への協力【P59】	58
飲食物の安全確保	6	・出荷制限・摂取制限時の情報伝達と飲食物供給【P63】	63
除染	7	・除染計画作成時の留意点や除染の優先順位の考え方【P66】	65
資材調達・備蓄・ロジスティクス	8	・対策の策定に伴い，必要となる設備や資材等の例示【P67～68,表2.8-1,表2.8-2】 ・配備・運用計画に基づく安定ヨウ素剤の備蓄【P67】 ・緊急輸送の優先順位【P69,表2.8-3】	67
知識普及・啓発，防災訓練	9	・対策要員の育成の視点【P70,表2.9-1】	70

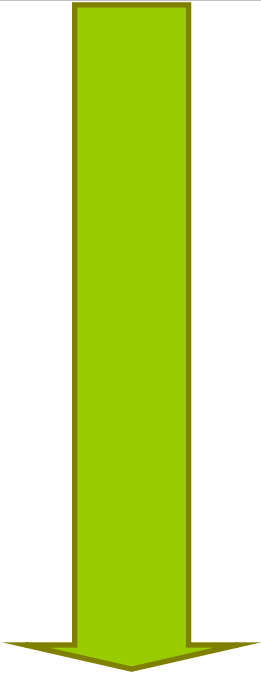
### 3 今後の主な課題

国の指針や県の計画において、原子力発電所から30km以遠の地域の防護対策や、事故発生後の中長期にわたるモニタリングのあり方と自治体の役割分担、安定ヨウ素剤の投与の判断基準及び具体的手順、広域避難計画や被ばく医療体制等が示されていない。これら対策の明示を受けて、本市の対策の具体化を図る必要がある。

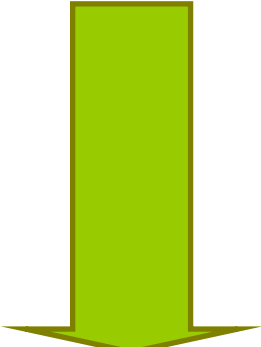
## 参考 1 原子力災害対策指針の改定の経緯

### (1) 改訂の経緯の概要

平成 24 年 10 月 31 日 原子力災害対策指針 発出

- 
- ①原子力災害対策に係る基本的事項
    - ・指針の位置づけ
    - ・原子力災害の特徴
    - ・放射線被ばくの防護措置の基本的考え方
  - ②原子力災害事前対策に係る事項
    - ・緊急時の意思決定のための基準となるEAL, OILの設定
    - ・避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ・UPZの導入
    - ・情報提供, モニタリング, 被ばく医療等の体制整備, 教育・訓練等の事前準備
  - ③緊急事態応急対策に係る事項
    - ・迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
    - ・住民等への迅速かつ確かな情報提供
    - ・EAL, OILに基づく適切な防護措置(屋内退避, 避難, 安定ヨウ素剤服用等)の実施
  - ④原子力災害中長期対策に係る事項
    - ・放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
    - ・影響を最小限にするための除染措置の実施

平成 25 年 2 月 27 日 改定(1回目)

- 
- ①原子力事前対策の在り方
    - 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化
  - ②緊急被ばく医療の在り方
    - 被ばく医療体制の整備
    - 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
    - スクリーニングの実施体制の整備
  - ③緊急時モニタリング等の在り方
    - SPEEDIの活用について

平成 25 年 6 月 5 日 改定(2回目)

- ①緊急時モニタリング等の在り方
  - 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化
- ②被ばく医療の在り方のうち安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事項
  - 安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化

## (2) 平成 25 年 2 月 27 日改定 (1 回目) の概要

### ア 原子力災害事前対策

#### ● 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化

- ・ 緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び各区分に応じた主な防護措置について記載。
- ・ 全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及び各数値に該当した際の主な防護措置について記載。

### イ 被ばく医療

#### ● 被ばく医療体制の整備

- ・ 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。

#### ● 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- ・ PAZ 域内については住民等への事前配布の導入、PAZ 域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。

#### ● スクリーニングの実施体制の整備

- ・ 内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。

### ウ SPEEDI の活用について

- ・ 放射性物質の放出状況の逆推定や、気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載。

## (3) 平成 25 年 6 月 5 日改定 (2 回目) の概要

### ア 緊急時モニタリング等の在り方

#### ● 緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等の具体化

- ・ 緊急時モニタリングの実施体制として、国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとることを記載。
- ・ 緊急時モニタリングの事前措置として、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備すること、国は要員・資機材の動員計画を作成すること、地方公共団体は国等の協力を受けて緊急時モニタリング計画を定めること等を記載。
- ・ 発災後の緊急時モニタリングとして、国は緊急事態において速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定すること、緊急時モニタリングセンターで緊急時モニタリングを実施すること、緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表を国が一元的に実施すること等を記載。

## イ 安定ヨウ素剤の配布・服用

### ● 安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化

- ・ P A Z（施設から 5 km 圏内目安）においては、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを記載。その上で、地方公共団体には、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要であることを記載。
- ・ P A Z 外においては、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行うことを記載。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域では、P A Z と同様、事前配布も可能である旨を記載。
- ・ 緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することを記載。

### (4) 今後の検討課題

#### ● 原子力災害事前対策の在り方

- ・ プルームの影響を考慮した P P A の導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

#### ● 緊急時モニタリングの在り方

- ・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

#### ● 緊急被ばく医療の在り方

- ・ プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

#### ● 地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

## 参考2 計画の加筆・修正のポイント

※共通編 : 本市地域防災計画【共通編】

※地震・津波編 : 本市地域防災計画【地震・津波災害対策編】

※県計画 : 宮城県地域防災計画【原子力災害対策編】

### (1) 「第1章 総則」について

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.3策定予定)	ページ
第6節 各主体の役割と業務大綱	○共通編を準用	●共通編及び県計画を踏まえ、新たに作成	16～20
第7節 原子力防災体制等の整備	—	●県計画を参考に、原子力防災部会の位置づけ、及び学識経験者などの専門家の助言を得ることについて、新たに記載	21
第8節 市の活動体制 1. 災害対策活動体制	○原子力施設の緊急事態区分と組織体制の対応関係を記載 ○今後の国の指針の動向を踏まえて具体的な活動体制を検討	●地震・津波編を準用し、「仙台市災害対策本部運営要領」及び「非常配備等に関する要領」に基づき、作成	22～31
第8節 2. 職員の配備・動員計画	○組織体制に対応した職員配備の方向性を記載		31～35
第8節 3. 各局区事務分掌	—	●共通編を参考に、新たに作成	35～36

(2) 「第2章 9つの施策パッケージ」について

- 全体共通の修正事項として、事故が発生したときに、緊急事態区分・基準値に応じて、どのような体制で、どのような対応を実施するか、事態の進展にどう対応するかについて加筆（暫定計画では、対応の方向性を示すに留まっている）

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第1節 情報収集と連絡体制	○関係機関との情報収集体制の整備・検討の方向性について記載	●東北電力との通報連絡協定締結を踏まえた記述の修正	38
	○事故発生後の対応として、事故発生後に東北電力から通報連絡を受け、参集連絡を行うとともに更なる情報収集を実施することについて記載	●東北電力からの通報連絡の第1報の受信等のケース別対応、原子力施設の緊急事態区分別の災害対策活動体制の発令、緊急時情報収集連絡系統について加筆	40～41
第2節 市からの情報発信	○平時の備えとして、 ・市民等への情報伝達体制 ・事故発生後の市民相談窓口の整備 ・風評被害対策の整備の方向性について記載	●市民等への情報伝達に関する考え方を加筆	43
	○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●市民等への情報伝達連絡系統を加筆 ●施設敷地緊急事態発生後、総合市民相談窓口を市役所内に設置すること、必要な要員について加筆 ●全面緊急事態発生後に風評被害対策を実施することについて加筆	44～45 45～46 46



	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第3節 環境モニタリング	○平時の備えとして、 ・モニタリング実施要領を策定すること ・モニタリング要員を確保すること ・モニタリングポスト及びその他必要機器を整備すること ・平常時モニタリングを実施すること ・モニタリング情報の関係機関との共有体制を整備すること について記載	●構成の変更 ●平常時モニタリングのねらいについて加筆 ●モニタリングの機器整備については、第8節にまとめて記載	47
	○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●原子力施設の緊急事態区分別の緊急時モニタリングの内容について加筆 ・平時～警戒事態：平常時モニタリング ・施設敷地緊急事態：緊急時モニタリング準備体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化 ・全面緊急事態：空間放射線監視強化体制発令 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ※随時計測実施(市内各所) ※緊急時モニタリング実施計画作成 ・プルーム通過時：※随時計測実施(市内各所)停止 ※モニタリングポスト等監視強化継続 ・プルーム通過後：緊急時モニタリング開始 【初期段階】※市域の空間放射線量を幅広く速やかに計測 ※水道水のモニタリング強化 【市域計測後】※緊急時モニタリング実施計画の見直し (空間放射線量, 放射性物質) ※緊急時モニタリング継続 ・復旧段階：復旧段階のモニタリングへの移行	48～51

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第4節 退避・避難・避難 受入れ	<p>○平時の備えとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・来訪者の退避・避難の収容活動に必要な事項を整理すること</li> <li>・災害時要援護者等の避難誘導・移送体制を地域団体の協力を得ながら整備すること</li> <li>・他市町からの避難受入れ体制について、県等からの要請に基づき検討すること</li> <li>・他市町からの一次避難者の避難施設リストを整備すること</li> <li>・災害地域住民等に係る記録等を準備すること</li> </ul> <p>について記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・来訪者の屋内退避・一時移転計画を策定することを加筆</li> <li>●地域住民の屋内退避・災害時要援護者等の一時移転支援体制等の整備について加筆</li> <li>●災害時要援護者等の支援者の被ばく対策実施体制の整備について加筆</li> <li>●学校等施設における屋内退避実施体制の確保、生徒等の保護者への引渡しルールを定めることについて加筆</li> </ul>	52 53 53 53
	<p>○事故発生後の対応として、平時の備えで整備した内容に基づき、各対応を実施することについて記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・来訪者を対象に、屋内退避・一時移転計画に基づき、原子力施設の緊急事態区分別の屋内退避・一時移転を実施することについて加筆 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態：屋内退避準備体制発令</li> <li>・全面緊急事態：屋内退避準備体制発令</li> <li>・放射性物質大量放出：屋内退避指示（自宅等へ）</li> <li>・プルーム通過後：一時移転実施（20<math>\mu</math>Sv/h超の地域）</li> </ul> </li> <li>●治安の確保及び火災の予防についての対応を加筆</li> </ul>	54～55 57

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第5節 被ばく対策	○平時の備えとして、 ・安定ヨウ素剤の配備・運用 ・スクリーニング等被ばく対策の実施体制 ・医療機関における検査・被ばく医療体制 ・汚染状況に応じた健康調査 について国の指針を踏まえて検討することを記載	●安定ヨウ素剤の配備・運用について次の内容を加筆 ・国の指針及び県計画を踏まえて、安定ヨウ素剤配備・運用計画を策定すること（全年齢対象、乳幼児・児童生徒、妊婦への優先配布） ・原子力施設の緊急事態区分別の安定ヨウ素剤の運用について加筆 ※施設敷地緊急事態：安定ヨウ素剤服用準備体制発令 ※全面緊急事態：安定ヨウ素剤服用指示 （屋内退避指示の前、指定避難所等において） ●スクリーニング、被ばく医療について次の内容を加筆 ・スクリーニング及び身体除染マニュアルを整備すること ・スクリーニング及び簡易除染を、市民の一時移転避難施設、避難者受入れ避難施設の救護所等において実施すること ・簡易除染実施後も基準値を超える被災者は、県保健福祉事務所、初期被ばく医療機関等に搬送して措置すること ・県が実施する初期被ばく医療以降の緊急時医療に協力すること、必要に応じて本市としての初期被ばく医療の体制整備を図ること ●健康調査について次の内容を加筆 ・一時移転した市民や他市町からの避難者を対象に、被ばく評価のため行動調査（被災者住民登録票）を実施すること ・国や県が長期にわたって実施する健康調査に協力する体制を定めること ●災害時要援護者等の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備について加筆（第7節 除染 から第5節に移動）	58, 60
	○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載		58～59 61～62
			59, 62
			59, 62

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
第6節 飲食物の安全確保	○平時の備えとして、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する本市の体制を整備することについて記載 ○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●全面緊急事態発生後、放射性物質の大量放出に至り、緊急時モニタリングの結果から本市域において出荷制限・摂取制限を実施することが必要な事態に至ったと判断される場合の連絡系統、県、関係機関と協力して飲食物の調達・供給を実施することについて加筆	63～64
第7節 除染	○平時の備えとして、 ・除染マニュアル ・除染体制、汚染物処分 ・除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制 を整備することについて記載 ○事故発生後の対応として、平時の備えで検討した内容に基づき、各対応を実施することについて記載	●除染対象として、「市が管理する施設等」と加筆 ●原子力施設の緊急事態区分に対応した除染活動について加筆 ・放射性物質の大量放出：除染が必要な区域の分析や除染実施体制及び手順の確認 ・復旧段階：除染実施計画の策定、除染開始 ●除染実施にあたっての優先順位について加筆 ・子供等を中心に市民が多く集る施設 ・空間放射線量率の高い地区 ●汚染土壌等について、関係法令等に従い、国、県と連携して処分することを加筆 ※除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策については、第5節 被ばく対策 にまとめて記載	65～66
第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス	○安定ヨウ素剤の調達・備蓄について検討することを記載 ○スクリーニング用機材を配備すると記載 ○防護・除染対策用備品を配備すると記載 ○防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材を配備すると記載 ○資機材・人材の輸送体制を整備すると記載	●「第3節 環境モニタリング」の加筆結果を踏まえ、環境モニタリング設備・機器の整備・維持を加筆 ・空間放射線量測定用（モニタリングポスト、サーベイメーター、簡易測定器等） ・放射性物質測定用（ゲルマニウム半導体検出器、NaIシンチレーション検出器） ・校正の適宜実施（機器の維持管理） ●生活必需品について、共通編の枠組みの中で検討、調達、備蓄すること、他市町からの避難者のための生活必需品については県及び関係市町等と協議することを加筆	67  67

	暫定計画(H25.3.19)	本計画(H26.2策定予定)	ページ
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定ヨウ素剤について、国の指針を踏まえ、屋内退避・一時移転計画及び安定ヨウ素剤配備・運用計画に基づき備蓄、維持管理することを加筆</li> <li>●身体のスクリーニング及び簡易除染用資機材を配備することを加筆</li> <li>●緊急輸送の優先順位を加筆</li> </ul>	67 68 69
第9節 知識普及・啓発、 防災訓練	<p>○市民等に対する知識普及・啓発の考え方と主な手法、留意点（災害時要援護者等、男女ニーズの考慮等）を記載</p> <p>○対策要員の育成のため研修を実施すること、他機関が実施する研修を活用することを記載</p> <p>○防災訓練を実施すること、その際実践的な内容となるように工夫すること、事後評価を行い、活動体制等の見直しを実施することを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策要員の育成のための研修について、育成の視点を加筆</li> </ul>	70